

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月15日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田口 富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の3（見出しを含む。）中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第2条の4とする。

第2条の2の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「場合とする」を「場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第2条の3とする。

(3) 育児休業条例第2条の3第3号及び第2条の4に規定する広域連合長が定める特別の事情に該当した場合

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業条例第2条第2号ア（イ）の広域連合長が定める場合）

第2条の2 育児休業条例第2条第2号ア（イ）の広域連合長が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。

(1) 1週間の勤務日が3日以上とされている者

(2) 週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの

第3条及び第4条を次のように改める。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書(様式第1号)により、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して当該請求をする場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合

(3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して当該請求をした場合は、この限りでない。

(育児休業期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。
第5条を削る。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第3項中「第4条第2項本文」を「第3条第2項本文」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、育児休業に係る書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって育児休業に係る書面の交付に替えることができる。

第8条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改め、「子以外の子に」の次に「係る」を加え、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務計画書）

第8条 育児休業条例第10条第6号に規定する育児短時間勤務計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。

第9条第2項中「第4条第2項本文」を「第3条第2項本文」に改める。

第10条中「第6条」を「第5条」に改める。

第13条第2項中「第4条第2項本文」を「第3条第2項本文」に改める。

第14条中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

（表）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日		年	月	日
様				
請求者		所属		
		職名		
		氏名		
		印		
次のとおり		育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生 年 月 日	年	月	日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入） ----- -----			
3 請求期間	年 月 日から		年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	年 月 日から		年 月 日まで	
	年 月 日から		年 月 日まで	
	年 月 日から		年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名			
	育児休業の期間	年 月 日から		年 月 日まで
6 備考				

(育児休業承認請求書の裏面)

※任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日	職名	氏名 印
決裁欄					

記入上の注意

- (1) この請求書（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- (2) 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、育児休業条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（(5)において同じ。）。
- (3) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- (5) 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- (6) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (7) 該当する口には✓印を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

養育状況変更届

年 月 日届出

様

所属

職名

氏名

印

育児休業

次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

部分休業

1 届出の事由

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった
 - 同居しなくなった
 - 負傷・疾病
 - 託児できるようになった
 - その他（ ）
- 育児休業等に係る子が死亡した
- 育児休業等に係る子と離縁した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
- 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された
- その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

様式第3号（第8条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

提出年月日 年 月 日			
様			
請求者 所属			
職名			
氏名 印			
長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。			
なお、次の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

- (注) (1) 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- (2) 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- (3) 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。